

設置・設定作業条件書

1 作業スケジュール

「要求仕様書」別紙1のハードウェアに掲げる所得税申告情報等管理サーバー等の設定・設置作業にあたっては、設置担当者があらかじめ作業スケジュールを作成し大分県総務部税務課税務電算班職員の承認を得ること。

2 標識（シール）作成・貼付

大分県総務部税務課が別途提示する情報に基づき、管理番号、IPアドレスを表記した標識（シール）を作成し端末等に貼付すること。（標識の形状、貼付箇所等については別途指示する。）

3 所得税申告情報等管理サーバーの設定・設置作業内容

(1) 共通事項

- ア 既設のサーバーラックに所得税申告情報等管理サーバーを取り付け、「要求仕様書」3の納入場所に利用可能な状態で設置すること。
- イ 上記アにより設置した所得税申告情報等管理サーバー等に、「要求仕様書」別紙1に掲げるソフトウェア及び税務課が別途準備する大分県指定のセキュリティ対策ソフトをインストールするとともに作業時点で最新のセキュリティパッチを適用し正常に動作することを確認すること。（ハードディスクの区画等の詳細設定については別途指示）
- ウ 上記イによりインストールしたソフトウェアについて、運用に必要な設定をおこなうこと。（設定内容の詳細については別途指示）
- エ FTPによるファイル転送を可能とするため、FTPサイトの設定を行うこと（設定内容の詳細については別途指示）
- オ 既設のサーバーと異なる色のLANケーブルで接続すること。
また、LANケーブルの両端及び電源コンセントに各サーバー名が判別できるタグをつけること。
- カ 上記エで区別したLANケーブルの色とサーバー名を記載したものをサーバーラックに表示すること。（詳細については別途指示）

(2) バックアップUSBの作成に関する事項

- ア 上記(1)によりインストールした内容について、それぞれ大分県総務部税務課税務電算班職員の検証を受け、当該内容の承認後に「要求仕様書」別紙1「機器構成」の「2. ソフトウェア」に掲げるディスクイメージ作成ソフトウェア（DatacloningWizard）により、バックアップUSBを作成すること。
- イ システム領域のディスクイメージを作成し、USBの作成は上記3のサーバー正副2部作成すること。
- ウ バックアップUSBの作成及び復元の手順書を作成すること。

4 業務完了報告等

- (1) 上記3の全ての作業が完了した後、税務課職員立会のうえ、所得税申告情報等管理サーバー等の動作確認を実施し、別紙「作業完了報告書」に立会職員の検証印を受領後税務課に提出すること。